

高知県道路啓開計画

高知県道路啓開計画作成検討協議会
(事務局: 高知県土木部道路課)

けがなく安全第一で
いのちの道をつなぐため
かならず来る
い南海トラフ地震に備え
ざ準備を

- 東日本大震災（2011年3月）での道路啓開
- 岩手県陸前高田市



- 宮城県気仙沼市



- 福島県新地町



- 高知県での実動訓練

- 南国市（吾岡山）



- 安芸市（安芸漁港）



■ 道路啓開とは

巨大地震や豪雨災害が発生した直後から、陸路での円滑な救援部隊（自衛隊、消防、警察、DMAT（災害派遣医療チーム）等）の被災地への移動や支援物資（水、食料、医薬品等）の輸送を確保するため、まずもって、障害物を取り除き、緊急車両が通行できる状態にすること。

1 はじめに

高知県道路啓開計画

- 南海トラフ地震発生直後の病院への負傷者の搬送や支援物資の受け入れなどを円滑に行えるよう、優先して通行を確保すべき防災拠点、揺れによる斜面崩壊や津波浸水などの想定される被災を考慮した啓開ルート、道路啓開を行う建設業者、手順を定めています。

南海トラフ地震発生直後から必要となる道路啓開

- 南海トラフ地震が発生すると、激しい揺れや津波により、県内各地で甚大な被害が想定されています。
- 道路では、土砂崩れや落橋、がれきの堆積などにより、多くの箇所で通行ができなくなると想定されています。
- このような中においても、病院に負傷者を搬送し、避難所に支援物資を届け、助かった命をつないでいくためには、緊急車両が通行できるルートを早期に確保することが何より重要です。



事前準備の重要性（過去の災害からの教訓）

- 道路啓開を確実に実施し、早期に完了するためには、あらかじめ計画を策定し、優先して通行を確保すべき防災拠点やそこに至るルート、作業の手順を決めておくとともに、訓練を積み重ねることが重要です。
- 安全を確保しながら、発災後速やかに平常時の業務体制から道路啓開に着手できる体制に移れるよう、日頃から準備しておくことが大切です。

高知県での取組み

- 平成28年 2月 高知県道路啓開計画の策定
- 平成28年 3月 「南海トラフ地震発生時の道路啓開に関する協定」の締結
((一社) 高知県建設業協会、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所、土佐国道事務所、高知県)
- 平成29年度～ 図上訓練や実働訓練の実施、道路啓開計画の見直し

2 高知県道路啓開計画における防災拠点・啓開ルート

防災拠点

■ 広域の防災拠点（県外からの応援部隊や物資を受け入れるための拠点）

- ・ 県の総合防災拠点：県立室戸広域公園、県立春野総合運動公園、宿毛市総合運動公園 など
- ・ 災害拠点病院：高知医療センター、あき総合病院、幡多けんみん病院 など
- ・ 災害対策本部・支部：高知県庁本庁舎、県の総合庁舎 など

■ 地域の防災拠点（助かった命をつなぐための地域ごとの拠点）

- ・ 避難所：小学校・中学校、公民館、集会所 など
- ・ 救護病院、福祉施設：病院や福祉避難所となる施設
- ・ ライフライン基地：発電所、変電所、通信施設 など
- ・ 市町村役場：県内の市町村役場、支所 など

啓開ルート

- 早期に緊急車両の通行を確保（啓開を早期に完了）することができる想定される、防災拠点に至る **ルート（啓開ルート）を選定**

【被災想定に基づき選定した啓開ルートのイメージ】



3 道路啓開の実務

道路啓開の開始

- 通信手段が使用可能⇒行政機関から支援要請を受けて開始

行政機関(国・県)

出動要請
(電話・FAX・メール)

建設業者等

- 通信手段が使用不可能⇒自らの判断で開始(自動発進)

行政機関(国・県)

~~出動要請~~
(電話・FAX・メール)

建設業者等



※自分自身の安全、家族の安全、従業員の安全を確保して開始

道路啓開の対象エリア

- 建設業者等はあらかじめ定められたエリア内の啓開ルートを開通します。

※担当するエリアは、啓開担当エリア図(建設業者割付図)に示しています。



<啓開担当エリア図イメージ>

道路啓開の主な方法

- 幅員4mを確保することを基本とする。

※道路幅員が4m未満の場合は、全幅員を確保するよう努める。

・がれきや土砂を道路端へ移動

・渡河部へ仮設道路を設置

■ 幅員4m確保のイメージ



出典:東北地方整備局

■ 仮設道路の供用状況(福島県新地町)



□ 啓開後の状況(岩手県宮古市)



出典:国交省HP (<http://mlit.go.jp/road/bosai/measures/index4.html>)

■ 仮設道路の供用状況(岩手県南三陸町)

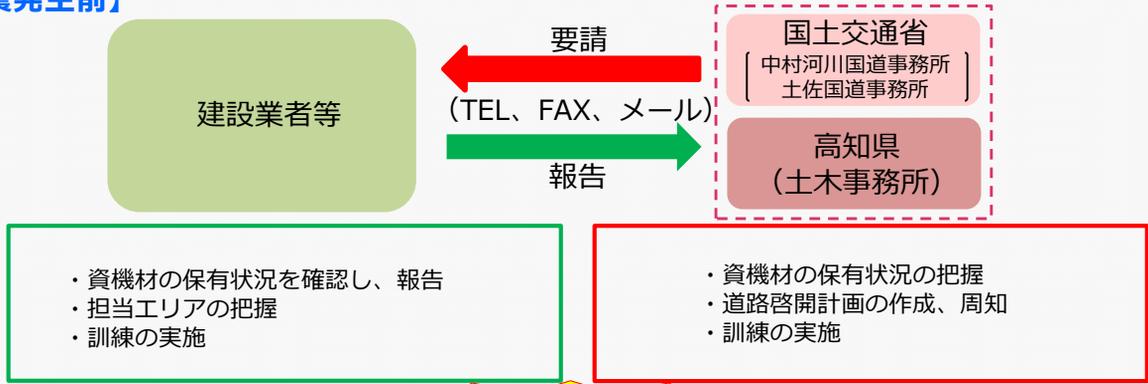


出典:東北地方整備局

4 道路啓開の流れ

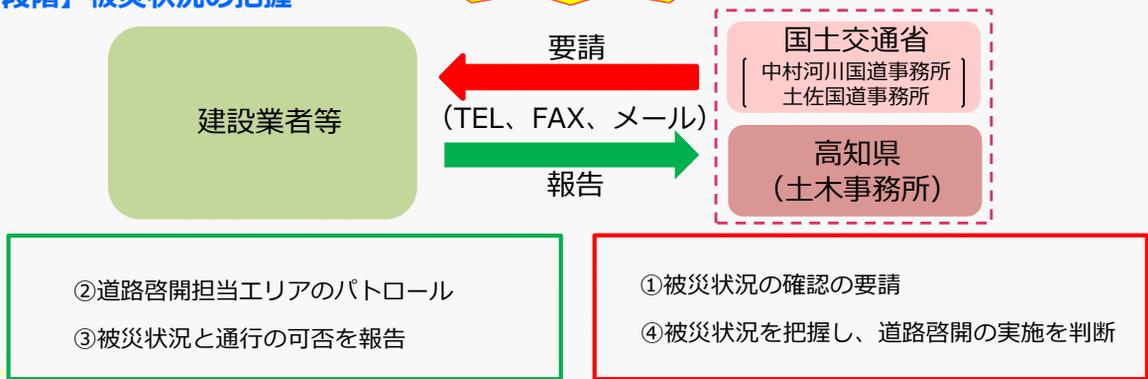
【通信手段が使用不可能な場合】
建設業者は、自らの判断で道路啓開を開始

【地震発生前】



南海トラフ地震発生
道路啓開に着手する判断基準
県内の広域で震度5弱を観測した場合

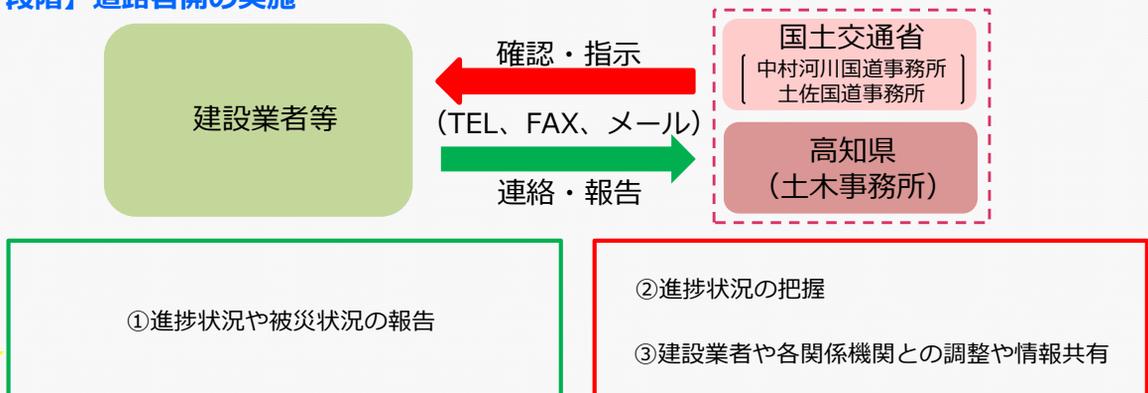
【第1段階】被災状況の把握



【第2段階】支援準備要請（出動可能体制の報告要請）・支援要請（道路啓開の支援を要請）



【第3段階】道路啓開の実施



【最終段階】道路啓開の完了

5 啓開作業にあたっての主な留意事項

事前準備編

●連絡先の把握

・建設業者や関係機関の連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）を把握する。



●通信手段の確保

・複数の通信手段でデータ等の送受信が行えるよう、操作方法を熟知する。



●実施体制の構築

・重機やダンプトラックを保管している場所を日頃から把握する。



●事前の備え

・道路啓開に着手できる体制への移行方法の確認や食料等の備蓄を平時から心掛けましょう。

●訓練の実施

・訓練を積み重ね、災害対応力を向上させましょう。



●燃料の確保

・重機やダンプトラックの燃料は、可能な範囲で日頃から満タンを心掛けましょう。



啓開作業編

●啓開作業の前に

- ・大津波警報、津波警報の発令時は、津波浸水が想定される地域では作業を行わない。
- ・余震等に備えて、ラジオ等を携帯するなど、常に緊急情報を入手できるようにしておく。
- ・津波や土砂崩壊等に備え、避難できる安全な場所を事前に確認しておく。
- ・作業中に警報が発令されたら、安全を確保できる場所へすぐに避難する。
- ・作業時には安全靴、防護ゴーグル、防塵マスクなどを必ず着用する。



●道路上の災害廃棄物の取扱い

- ・道路啓開では基本的に災害廃棄物は道路の脇に横移動する。
※災害廃棄物の運搬や処理は道路啓開が完了した後の作業となる。



●生存者（負傷者）への対応

- ・ガレキ等の中に生存者が残されていることがあるので、慎重に作業を行う。
- ・負傷者等を発見したら、近隣の生存者と協力するなどして、救助や病院への搬送等に協力する。
- ・生死不明者等を発見したら、ただちに消防へ連絡する。



●遺体への対応

- ・発見した状態のまま触れずに最寄りの警察署や交番にただちに報告する。
- ・警察と連絡が取れない場合は、発見したままの状態として、連絡が取れ次第、報告する。
- ・遺体を避けて道路啓開が可能と判断される場合は、道路啓開を進めることができる。

●貴重品の対応

- ・貴重品を発見したら、交番や警察署にただちに報告する。



●動物の対応

- ・ペットなどの動物を発見したら、地域を所管する高知県の福祉保健所へ連絡する。



5 啓開作業にあたっての主な留意事項

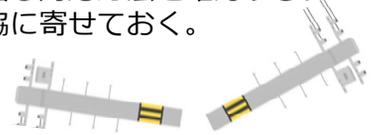
● 通行を妨げる（道路を塞ぐ）放置車両への対応

- ・道路啓開を行う建設業者が車両の移動を行うには、災害対策基本法第76条の6に基づき、道路管理者に申請し、交付される身分証明書の携帯が必要です。
- ・車両の移動については原則として道路区域内とする。ただし、用地が確保できないなど、やむを得ない場合は、道路管理者と協議し、民地へ移動することも可能です。
- ・車両を移動させる際には、車両等に移動理由、移動した道路管理者名を掲示するとともに、移動の前後の状態を写真等により確実に記録する。
- ・ハイブリッド車両や電気自動車は漏電により感電する恐れがあるため、触れずに避けて道路啓開を行う。



● 電柱・電線への対応

- ・電力線は通電していないことを確認できるまでは触れない。
- ・通電している可能性がある電力線が通行の支障となる場合は、電力会社や電話会社等に連絡し、対応方法を確認する。
- ・電力会社等と連絡が取れない場合は、高知県災害対策本部に連絡し対応方法を確認する。
- ・電力線は、再利用することも想定されるため、切断せずに道路脇に寄せておく。
- ・倒壊した電柱は道路脇へ撤去できます。



● ガス管/水道管への対応

- ・ガスの臭いや水道管が破裂している場合は、付近での作業は中止し、施設管理者に連絡し、対応を依頼する。

● 危険物を発見した場合

- ・ガスボンベや毒物等の危険物を発見した場合は、近づかない。
- ・付近での作業は中止して、高知県災害対策支部に速やかに連絡する。



● 第三者に損害を与えた場合の対応

- ・道路管理者と道路啓開にあまっている建設業者等の責に帰することが出来ない原因によって、第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに各道路管理者に書面により報告する。

作業完了後編

● 道路啓開記録の整理

- ・作業状況や作業時間、使用した資機材の規格、数量等を記録する。
- ・この記録をもとに、それぞれの道路管理者において道路啓開に要した費用を支払う。



(一社) 仙台建設業協会 会長
深松組 代表取締役社長 深松 勉 氏

2011.3.11東日本大震災における道路啓開を経験して～現場からの助言～

- ・がれきの移動・撤去・分別の際には、「つかむ」アタッチメントが大変有効
- ・沿岸部の通信網は断絶している状況で、道路啓開できるのは建設業者だけ
- ・行政機関と「災害協定」を締結していたことが大きな力に
- ・行政機関との「定期的な訓練」が迅速な活動につながった
- ・建設業は普段は「町医者」、災害時は「救命救急医」として活躍

【お問い合わせ先】

- 担 当：高知県道路啓開計画策定検討協議会事務局（高知県土木部道路課）
- T E L：088-823-9834
- E-mail：170701@ken.pref.kochi.lg.jp

詳細は道路課HPをご覧ください

